

行政処分の公表

コミタクモビリティサービス株式会社

代表取締役 林戸 達美

当社、京田辺営業所は近畿運輸局より、以下処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めて参ります。

1. 行政処分日 2025年2月21日（金）

2. 処分内容 輸送施設の使用停止（60日車）・文書警告

3. 主な処分条項

- ・道路運送法第27条第3項
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第45条
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
- ・道路運送車両法第58条第1項

4. 当該処分にに基づき講じる処置

整備点検に関し、法令の遵守および輸送の安全を確保す

るため適切な指導監督に努めると共に、整備点検に関わる

管理方法の見直しとその徹底に努めて参ります。

以上